

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年10月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R1に〇〇から〇〇提出された関係書類全部、2. H30年度に〇〇で県に提出（〇〇）又は指導した関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年10月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書について「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため」として、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年10月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月26日（同月30日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（昨年新聞発表時に県が勝手に報道したと申し入れ指導）した書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとお

りである。

公文書公開請求書によると、審査請求人が公開を要求している文書は、「①令和元年に〇〇から提出された関係書類」及び「②H30年度に〇〇に関して県に提出された書類及び県が指導した文書」である。

①について、令和元年に壁画の再生を実施する箇所は、那賀川左岸（出島海岸）防潮堤のうち、平島地区海岸の東端約200メートルの区間である（阿南市那賀川町みどり台地先から同刈谷地先）。当該区間の防潮堤は、農林水産部所管であり、県土整備部において、〇〇から書類を提出されることはない。

②についても、①と同様の理由により、〇〇から県土整備部に対して提出された書類及び県土整備部から〇〇に指導した文書は存在しない。

以上により、実施機関は、当該公文書公開請求について、条例第12条第3項の規定により拒否決定をしたものである。

第5 反論書

令和2年2月3日付け運第3022号、運第3024号、運第3026号、運第3028号に関して審査会で直接口頭意見陳述をしたい。（追記）弁明書の写しを確認している。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月15日	諮問
令和6年9月27日 第2部会（第15回）	審議
令和6年10月25日 第2部会（第16回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

審査請求人は、本件請求について、本来あるべき指導した書類を出せと主張している。

これに対し、実施機関は弁明書にて、県土整備部に対して提出された書類及び県土整備部から〇〇に指導した文書は存在しないと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

〇〇とは那賀川左岸(出島海岸)防潮堤に絵を描くプロジェクトである。そのうち、令和元年度については平島地区海岸の東端約200メートルの区間について絵を描くとされている。

実施機関は弁明書において、当該区間の防潮堤は、農林水産部所管であり、県土整備部において、〇〇から書類を提出されることはなく、同様の理由により、指導した文書も存在しないと主張している。

徳島県海岸保全区域図を確認したところ、〇〇において使用される防潮堤は、農村振興局が所管するとされており、これは南部総合県民局農林水産部において事務を所管している。

以上のことから、実施機関が当該公文書を保有していないとの主張に、特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿 (50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	